

# 千葉市地域活動支援センター設置運営要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、地域で生活する障害者に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜を供与することができるよう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域活動支援センター(地域活動支援センターⅡ型及び地域活動支援センターⅢ型をいう。以下同じ。)の設置運営等に関して必要な事項を定め、もって障害者の地域での自立した生活を支援することを目的とする。

### (設置運営主体)

第2条 地域活動支援センターを設置運営する事業者(以下「事業者」という。)は、法人格を有するものとする。

### (設備基準等)

第3条 地域活動支援センターは、千葉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第72号。以下「条例」という。)を遵守しなければならない。

2 地域活動支援センターが配置すべき職員のうち、設備及び運営に関する基準第9条に定める指導員の数等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基礎的事業(第4条第1号に定める基礎的事業をいう。以下同じ。)

指導員を2人以上配置し、うち1人を専任とする。

(2) 機能強化事業(第4条第2号に定める機能強化事業をいう。)

ア 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業に従事する指導員の他1人以上を配置し、うち1人以上を常勤とする。

イ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業に従事する指導員のうち、1人以上を常勤とする。

(事業の内容等)

第4条 地域活動支援センターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 基礎的事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜を供与する事業

(2) 機能強化事業

ア 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業

イ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業以外の就労支援、家族支援、その他障害特性に応じて利用者を支援する事業

(定員等)

第5条 地域活動支援センターの利用定員は、以下の各号のとおりとする。

(1) 地域活動支援センターⅡ型

定員15人以上で、かつ1日当たりの実利用人員が概ね15人以上

(2) 地域活動支援センターⅢ型

定員10人以上で、かつ1日当たりの実利用人員が概ね10人以上

2 地域活動支援センターは、週5日以上運営するものとする。

3 地域活動支援センターの開設時間は、1日概ね6時間以上とする。

(利用対象者)

第6条 地域活動支援センターを利用できる者(以下「利用者」という。)は、原則として15歳以上の障害者及び障害児であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 千葉県療育手帳制度実施要綱(平成4年4月1日施行)第4条又は千葉県療

育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日施行）第7条の規定により療育手帳の交付を受けた者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第5条に規定する精神障害者

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めたものは、地域活動支援センターを利用することができるものとする。

(利用料等)

第7条 地域活動支援センターの利用料は、無料とする。ただし、飲食物経費については、その実費に相当する額を当該地域活動支援センターの利用者に負担させることができる。

2 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(運営費の助成)

第8条 市長は、第9条の規定による承認又は第10条の規定による登録を受けた事業者に対し、次のいずれかに該当する利用者の利用に係る運営費を、別に定めるところにより補助する。

(1) 本市内に住所又は居住地を有する障害者

(2) 本市外に居住地を有する障害者であって、本市から障害福祉サービスの支給決定又は生活ホームの利用承認を受けている者

## 第2章 設置運営の承認等

(市内の事業者の承認)

第9条 この要綱に基づき本市内に地域活動支援センターを設置運営しようとするものは、事業所ごとに市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするものは、千葉市地域活動支援センター設置運営承認（登録）申請書（様式第1号）及び千葉市地域活動支援センター概要書（様式第2号）（以下「概要書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書等の提出を受けた場合は、その内容を審査し、設置運営の承認の可否を決定したときは、千葉市地域活動支援センター設置運営承認決定通知書（様式第3号）又は千葉市地域活動支援センター設置運営不承認決定通知書（様式第4号）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

（市外の事業者の登録）

第10条 千葉市地域活動支援センター設置運営事業補助金交付要綱に基づき本市外に所在する事業所の運営に係る補助金の交付を本市から受けようとするものは、事業所ごとに登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとするものは、千葉市地域活動支援センター設置運営承認（登録）申請書（様式第1号）及び概要書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書等の提出を受けた場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定したときは、千葉市地域活動支援センター登録可否決定通知書（様式第5号）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第11条 第9条の規定による承認又は第10条の規定による登録を受けたものが当該承認又は登録に係る概要書に記載された事項を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。当該承認又は登録に係る地域活動支援センターを廃止しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の届出は、千葉市地域活動支援センター設置運営（登録）変更（廃止）届出書（様式第6号）を市長に提出して行うものとする。

（設置運営承認の取消等）

第12条 市長は、第9条の規定により設置運営承認を受けたものが、この要綱に違反し、又は地域活動支援センターの運営上支障があると認められる行為をしたときは、当該承認の取り消し、又は当該地域活動支援センターの運営の制限若しくは停止を命ずることができる。

- 2 市長は、第10条の規定により登録を受けたものが、地域活動支援センターの

運営上支障があると認められる行為をしたときは、当該登録の取り消しをすることができる。

#### (利用に係る契約等)

第13条 事業者は、利用者との間に当該地域活動支援センターの利用に関する契約を締結しなければならない。

2 前項の規定による契約を締結したときは、事業者は、千葉市地域活動支援センター利用契約報告書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。また、当該契約を変更、又は終了したときも同様とする。

### 第3章 その他

#### (設置運営主体の責務)

第14条 事業者は、当該地域活動支援センターの所在地を管轄する保健福祉センターと連携を密にするとともに、地域社会からの支援、協力及び理解が得られるよう努め、その利用者の処遇の向上及び安全の確保を図るものとする。

2 事業者は、当該地域活動支援センターの運営に係る収入及び支出に係る帳簿、利用状況に関する台帳その他の書類を備え、当該年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

3 地域活動支援センターは、当該年度終了後に決算書及び事業報告書を提出しなければならない。

#### (報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、地域活動支援センターの設備、帳簿及び書類等を調査させることができる。

#### (委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、地域活動支援センターの設置運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 1日当たりの実利用人員が5人以上10人未満の小規模作業所等において、実利用人員の増加等地域活動支援センターへの移行計画を策定し、第3条に規定する設置基準等（利用定員に係るものを除く。）を満たしている場合、平成24年3月31日までの間は、この要綱の第5条第2号中「1日当たりの実利用人員が10人以上」とあるのは「1日当たりの実利用人員が5人以上」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。